臨床検査業務（メタボローム解析）委託契約書

（単価契約）

1. 業務名　　　特殊臨床検査（疾患メタボローム解析）委託
2. 契約期間　　令和　　年４月１日から令和　　年３月３１日まで
3. 契約単価　　次表のとおり

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 項目 | 税込単価 | 備考 |
| 1 | メタボローム解析　初回 | \29,700- | \27,000- + 消費税 |
| 2 | 新生児マススクリーニング二次検査 | \22,000- | \20,000- + 消費税 |
| 3 | 特定疾患についての確認検査 | \22,000- | \20,000- + 消費税 |
| 4 | 結石成因分析 | \22,000- | \20,000- + 消費税 |
| 5 | 二回以降、モニタリング、フォローアップ | \22,000- | \20,000- + 消費税 |

※税込単価は消費税10%時の価格。

1. 発注並びに報告場所　○○○○○○○○○○○○○○○

上記業務について、発注者　○○○○○○○○○○○○○○○（以下「発注者」という。）と受注者　日本疾患メタボローム解析研究所　代表　久原とみ子（以下「受注者」という。）との間に次の条項により契約を締結する。

* 1. 発注者が受注者に委託する業務は次のとおりである。
     1. 発注者が検査を依頼するときは、所定の検査依頼書に所要事項を記入し、検体に同梱し、送付するものとする。
     2. 受注者は、依頼書により所定の検査を実施後、検査の結果報告書を作成し速やかに発注者に提出する。
  2. 受注者は検査結果を毎月末で締め、発注者は受注者の請求により翌月末までに支払うものとする。
  3. 契約期間中必要がある時は、発注者と受注者が協議の上、この契約内容を変更することができる。
  4. 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
  5. この契約に疑義が生じたとき、この契約に定めのない事項については、発注者と受注者が双方協議し決定するものとする。
  6. この契約の有効期限は契約の日より満1カ年とし、契約終了１カ月前までに発注者、受注者いずれからも改廃の申し入れがない場合また、この契約書における検査料に変更がない場合は更に１カ年延長されたものとし、以後も同様とする。

本契約を証するため、本書２通を作成し、発注者、受注者双方記名押印の上、各１通を保有する。

令和　　年４月１日

(発注者)

(受注者)　　石川県かほく市浜北イ１３番地２

日本疾患メタボローム解析研究所

代表　　久原　とみ子